

連絡協議会の規約改正について

大阪府及び一般社団法人 大阪府トラック協会から組織改正により、令和5年4月1日付けで組織の名称が変更された旨の連絡が事務局にありましたので、下記のとおり、規約改正の提案させていただきます。

記

1. 規約の改正について

今般の大阪府及び一般社団法人 大阪府トラック協会の組織改正に伴う協議会の規約改正については、以下のとおり取り扱うものとする。

規約改正については、下記の委員名簿の規約改正（案）について、特段のご意見がない場合は、協議会の書面開催の結果通知日で規約を改正する。

連絡協議会の規約改正（案）

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 委員名簿

(順不同)

委員 「一般社団法人 大阪府トラック協会 交通・環境部長」を「一般社団法人 大阪府トラック協会 業務部長」に改める。

「大阪府 都市整備部 交通道路室 道路環境課長」を「大阪府 都市整備部 道路室 道路環境課長」に改める。